

新（平成29年 3月27日農林水産省告示第443号）	旧																												
第1条・第2条（略） （定義）	第1条・第2条（略） （定義）																												
第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。	第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>使用禁止資材</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>化学的処理</td> <td>次のいずれかに該当することをいう。 <u>1 化学的手段（燃焼、焼成、溶解、乾留及びけん化を除く。以下同じ。）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。</u> <u>2 化学的手段により得られた物質を添加すること（最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。）。</u> </td> </tr> <tr> <td>組換えDNA技術</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	(略)	(略)	使用禁止資材	(略)	化学的処理	次のいずれかに該当することをいう。 <u>1 化学的手段（燃焼、焼成、溶解、乾留及びけん化を除く。以下同じ。）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。</u> <u>2 化学的手段により得られた物質を添加すること（最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。）。</u>	組換えDNA技術	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>使用禁止資材</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>[新設]</td> <td>[新設]</td> </tr> <tr> <td>組換えDNA技術</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	(略)	(略)	使用禁止資材	(略)	[新設]	[新設]	組換えDNA技術	(略)	(略)	(略)				
用語	定義																												
(略)	(略)																												
使用禁止資材	(略)																												
化学的処理	次のいずれかに該当することをいう。 <u>1 化学的手段（燃焼、焼成、溶解、乾留及びけん化を除く。以下同じ。）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。</u> <u>2 化学的手段により得られた物質を添加すること（最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。）。</u>																												
組換えDNA技術	(略)																												
(略)	(略)																												
用語	定義																												
(略)	(略)																												
使用禁止資材	(略)																												
[新設]	[新設]																												
組換えDNA技術	(略)																												
(略)	(略)																												
（生産の方法についての基準）	（生産の方法についての基準）																												
第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。	第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場</td> <td>周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 1 多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあってはは種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないものにおいて新たに農産物の生産を開始した場合においては、多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前1年以上、それ以外の農産物にあってはは種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。 2 (略) </td> </tr> <tr> <td>栽培場</td> <td>1 (略) 2 <u>土壌において栽培されるきのこ類にあっては、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>スプラウト類の栽培施設に使用する種子</td> <td>1・2 (略) 3 1に掲げる種子に対し、次亜塩素酸水（食塩水（99%以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限る。以下同じ。）を電気分解したものに限る。）以外の資材を使用していないこと。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>栽培場における栽培管理</td> <td>1 <u>きのこ類にあっては、次に掲げる基準に適合した資材を用いて生産すること。ただし、堆肥栽培きのこの生産において(1)又は(2)に掲げる基準に適合した資材の入手が困難な場合にあっては別表1の肥料及び土壌改良資材に限り、菌床栽培きのこ（おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法により栽培したものをいう。）の生産において(2)に掲げる基準に適合した資材の入手が困難な場合にあっては別表1の食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材の項に適合する米ぬか及びふすまに限り、使用することができる。</u> (1)・(2) (略) </td> </tr> </tbody> </table>	事項	基準	ほ場	周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 1 多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあってはは種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないものにおいて新たに農産物の生産を開始した場合においては、多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前1年以上、それ以外の農産物にあってはは種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。 2 (略)	栽培場	1 (略) 2 <u>土壌において栽培されるきのこ類にあっては、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。</u>	(略)	(略)	スプラウト類の栽培施設に使用する種子	1・2 (略) 3 1に掲げる種子に対し、次亜塩素酸水（食塩水（99%以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限る。以下同じ。）を電気分解したものに限る。）以外の資材を使用していないこと。	(略)	(略)	栽培場における栽培管理	1 <u>きのこ類にあっては、次に掲げる基準に適合した資材を用いて生産すること。ただし、堆肥栽培きのこの生産において(1)又は(2)に掲げる基準に適合した資材の入手が困難な場合にあっては別表1の肥料及び土壌改良資材に限り、菌床栽培きのこ（おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法により栽培したものをいう。）の生産において(2)に掲げる基準に適合した資材の入手が困難な場合にあっては別表1の食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材の項に適合する米ぬか及びふすまに限り、使用することができる。</u> (1)・(2) (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場</td> <td>周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 1 多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあってはは種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないものにおいて新たに農産物の生産を開始した場合にあっては、は種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。 2 (略) </td> </tr> <tr> <td>栽培場</td> <td>1 (略) 2 <u>きのこ類にあっては、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>スプラウト類の栽培施設に使用する種子</td> <td>1・2 (略) 3 1に掲げる種子に対し、次亜塩素酸水（食塩水を電気分解したものに限る。）以外の資材を使用していないこと。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>栽培場における栽培管理</td> <td>1 <u>きのこ類にあっては、次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合した資材を用いて生産すること。ただし、堆肥栽培きのこの生産においてこれらの資材の入手が困難な場合にあっては、別表1の肥料及び土壌改良資材に限り使用することができる。</u> (1)・(2) (略) </td> </tr> </tbody> </table>	事項	基準	ほ場	周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 1 多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあってはは種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないものにおいて新たに農産物の生産を開始した場合にあっては、は種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。 2 (略)	栽培場	1 (略) 2 <u>きのこ類にあっては、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。</u>	(略)	(略)	スプラウト類の栽培施設に使用する種子	1・2 (略) 3 1に掲げる種子に対し、次亜塩素酸水（食塩水を電気分解したものに限る。）以外の資材を使用していないこと。	(略)	(略)	栽培場における栽培管理	1 <u>きのこ類にあっては、次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合した資材を用いて生産すること。ただし、堆肥栽培きのこの生産においてこれらの資材の入手が困難な場合にあっては、別表1の肥料及び土壌改良資材に限り使用することができる。</u> (1)・(2) (略)
事項	基準																												
ほ場	周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 1 多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあってはは種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないものにおいて新たに農産物の生産を開始した場合においては、多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前1年以上、それ以外の農産物にあってはは種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。 2 (略)																												
栽培場	1 (略) 2 <u>土壌において栽培されるきのこ類にあっては、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。</u>																												
(略)	(略)																												
スプラウト類の栽培施設に使用する種子	1・2 (略) 3 1に掲げる種子に対し、次亜塩素酸水（食塩水（99%以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限る。以下同じ。）を電気分解したものに限る。）以外の資材を使用していないこと。																												
(略)	(略)																												
栽培場における栽培管理	1 <u>きのこ類にあっては、次に掲げる基準に適合した資材を用いて生産すること。ただし、堆肥栽培きのこの生産において(1)又は(2)に掲げる基準に適合した資材の入手が困難な場合にあっては別表1の肥料及び土壌改良資材に限り、菌床栽培きのこ（おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法により栽培したものをいう。）の生産において(2)に掲げる基準に適合した資材の入手が困難な場合にあっては別表1の食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材の項に適合する米ぬか及びふすまに限り、使用することができる。</u> (1)・(2) (略)																												
事項	基準																												
ほ場	周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 1 多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあってはは種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないものにおいて新たに農産物の生産を開始した場合にあっては、は種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。 2 (略)																												
栽培場	1 (略) 2 <u>きのこ類にあっては、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。</u>																												
(略)	(略)																												
スプラウト類の栽培施設に使用する種子	1・2 (略) 3 1に掲げる種子に対し、次亜塩素酸水（食塩水を電気分解したものに限る。）以外の資材を使用していないこと。																												
(略)	(略)																												
栽培場における栽培管理	1 <u>きのこ類にあっては、次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合した資材を用いて生産すること。ただし、堆肥栽培きのこの生産においてこれらの資材の入手が困難な場合にあっては、別表1の肥料及び土壌改良資材に限り使用することができる。</u> (1)・(2) (略)																												

	[削る。]
(略)	2 (略)
収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫後の工程に係る管理	<p>1 (略)</p> <p>2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。</p> <p>3 2の規定にかかわらず、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。この場合において、(1)の資材を使用するときは、農産物への混入を防止しなければならない。</p> <p>(1) 有害動植物の防除目的 別表2の農薬、別表4の薬剤並びに食品及び添加物（これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対して病虫害を防除する目的で使用するものを除く。）</p> <p>(2) 農産物の品質の保持改善目的 別表5の調製用等資材（組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）</p> <p>4 放射線照射を行わないこと。</p> <p>5 この表は場の項等の基準及びこの項1から4までに掲げる基準に従い生産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。</p>

第5条 (略)

別表1 肥料及び土壌改良資材

肥料及び土壌改良資材	基 準
(略)	(略)
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	(略)
油 か す 類	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。
(略)	(略)
泥 炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、野菜（きのこ類及び山菜類を除く。）及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限ること。
(略)	(略)
その他の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病虫害の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。

	(3) (2)のアに掲げる基準に従ってきこの類を生産する過程で産出される廃ほだ、廃菌床等については、これらを堆肥、飼料等に再利用することにより自然循環機能の維持増進が図られていること。
(略)	2 (略)
収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫後の工程に係る管理	<p>1 (略)</p> <p>2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。</p> <p>(1) 有害動植物の防除目的 別表2の農薬及び別表4の薬剤（ただし、農産物への混入を防止すること。）</p> <p>(2) 農産物の品質の保持改善目的 別表5の調製用等資材（組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）</p> <p>[新設]</p> <p>3 放射線照射を行わないこと。</p> <p>4 この表は場の項等の基準及びこの項1から3までに掲げる基準に従い生産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。</p>

第5条 (略)

別表1 肥料及び土壌改良資材

肥料及び土壌改良資材	基 準
(略)	(略)
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	(略)
[新設]	[新設]
(略)	(略)
泥 炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限ること。
(略)	(略)
その他の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、熔融、乾留又はけん化することにより製造されたもの及び化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病虫害の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農

--	--

別表2 農薬

農 薬	基 準
(略)	(略)
なたね油乳剤 調合油乳剤	
マシン油エアゾル (略)	(略)
次亜塩素酸水	

別表3 (略)

別表4 薬剤

薬 剤	基 準
(略)	(略)
ゼラニウム抽出物	忌避剤として使用する場合には限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
シトロネラ抽出物	忌避剤として使用する場合には限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。

(注) (略)

別表5 調製用等資材

調製用等資材	基 準
(略)	(略)
エチレン	バナナ、キウイフルーツ及びアボカドの追熟に使用する場合に限ること。
(略)	(略)
ミツロウ	製造工程において化学的処理を行っていないものに限る。

地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。

別表2 農薬

農 薬	基 準
(略)	(略)
なたね油乳剤 [新設]	
マシン油エアゾル (略)	(略)
[新設]	

別表3 (略)

別表4 薬剤

薬 剤	基 準
(略)	(略)
[新設]	

(注) (略)

別表5 調製用等資材

調製用等資材	基 準
(略)	(略)
エチレン	バナナ及びキウイフルーツの追熟に使用する場合に限ること。
(略)	(略)

[新設]